



宮 崎 県 公 報

平成26年11月6日(木曜日) 第 2640 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する
規則…………… (会計課) 1

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (“) 3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 3
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 3

○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 3
○道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 4
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 4
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 5

公 告

○地域森林計画の案の縦覧…………… (森林経営課) 6
○地域森林計画の変更の案の縦覧…………… (“) 7
○都市計画の変更の案の縦覧 (2件) …………… (都市計画課) 7
○入札公告…………… 7

公安委員会公告

○機械警備業務管理者講習の実施について…………… 8

規 則

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年11月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第58号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1(第3条関係) [略]	別表第1(第3条関係) [略]
2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(260) [略] <u>(261) 医療機器製造販売業許可申請手数料</u> <u>(262)~(264) [略]</u> <u>(265) 医療機器製造販売業許可更新申請手数料</u> <u>(266)~(268) [略]</u> <u>(269) 医療機器製造業許可申請手数料</u> <u>(270)~(272) [略]</u> <u>(273) 医療機器製造業許可更新申請手数料</u> <u>(274)~(276) [略]</u> <u>(277) 医療機器製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料</u> <u>(278)・(279) [略]</u> <u>(280) 医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認申請時GMP適合性調査手数料</u> <u>(281) 医薬品、医薬部外品又は医療機器の定期的GMP適合性調査手数料</u> <u>(282)・(283) [略]</u> <u>(284) 医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認事項一部変更承認申請時GMP適合性調査手数料</u>	2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(260) [略] <u>(261)~(263) [略]</u> <u>(264)~(266) [略]</u> <u>(267)~(269) [略]</u> <u>(270)~(272) [略]</u> <u>(273)・(274) [略]</u> <u>(275) 医薬品又は医薬部外品の承認申請時GMP適合性調査手数料</u> <u>(276) 医薬品又は医薬部外品の定期的GMP適合性調査手数料</u> <u>(277)・(278) [略]</u> <u>(279) 医薬品又は医薬部外品の承認事項一部変更承認申請時GMP適合性調査手数料</u>

<p>(285)・(286) [略]</p> <p>(287) 医薬品販売先等変更許可申請手数料</p> <p>(288) 医薬品配置販売従事者身分証明書の交付、書換え交付又は再交付手数料</p> <p>(289)・(290) [略]</p> <p>(291) 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料</p> <p>(292) 高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可更新申請手数料</p> <p>(293)～(295) [略]</p> <p>(296) 輸出用医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造時GMP適合性調査手数料</p> <p>(297) 輸出用医薬品、医薬部外品又は医療機器の定期的GMP適合性調査手数料</p> <p>(298) 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証の書換え交付手数料</p> <p>(299) 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証の再交付手数料</p> <p>(300) 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可証の書換え交付手数料</p> <p>(301) 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可証の再交付手数料</p> <p>(302) 販売従事登録証の書換え交付手数料</p> <p>(303) 販売従事登録証の再交付手数料</p> <p>(304) 薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料</p> <p>(305) 薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料</p> <p>(306)・(307) [略]</p>	<p>(280) 医療機器製造販売業許可申請手数料</p> <p>(281) 体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料</p> <p>(282) 医療機器製造販売業許可更新申請手数料</p> <p>(283) 体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料</p> <p>(284) 医療機器製造業登録申請手数料</p> <p>(285) 体外診断用医薬品製造業登録申請手数料</p> <p>(286) 医療機器製造業登録更新申請手数料</p> <p>(287) 体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料</p> <p>(288) 再生医療等製品製造販売業許可申請手数料</p> <p>(289) 再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料</p> <p>(290)・(291) [略]</p> <p>(292) 配置従事者身分証明書の交付、書換え交付又は再交付手数料</p> <p>(293)・(294) [略]</p> <p>(295) 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料</p> <p>(296) 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料</p> <p>(297)～(299) [略]</p> <p>(300) 再生医療等製品販売業許可申請手数料</p> <p>(301) 再生医療等製品販売業許可更新申請手数料</p> <p>(302) 輸出用医薬品又は医薬部外品の製造時GMP適合性調査手数料</p> <p>(303) 輸出用医薬品又は医薬部外品の定期的GMP適合性調査手数料</p> <p>(304) 薬局開設許可証書換え交付手数料</p> <p>(305) 薬局開設許可証再交付手数料</p> <p>(306) 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証書換え交付手数料</p> <p>(307) 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証再交付手数料</p> <p>(308) 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可証書換え交付手数料</p> <p>(309) 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可証再交付手数料</p> <p>(310) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証書換え交付手数料</p> <p>(311) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証再交付手数料</p> <p>(312) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証書換え交付手数料</p> <p>(313) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証再交付手数料</p> <p>(314) 再生医療等製品の製造販売業許可証書換え交付手数料</p> <p>(315) 再生医療等製品の製造販売業許可証再交付手数料</p> <p>(316) 医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料</p> <p>(317) 医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料</p> <p>(318)・(319) [略]</p> <p>(320) 販売従事登録証書換え交付手数料</p>
---	---

(308)～(546) [略]
[略]

(321) 販売従事登録証再交付手数料
(322)～(560) [略]
[略]

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 616号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年11月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
フローラ薬局	延岡市中央通 1 丁目 3 番地 1	平成26年10月 1 日
姉川医院	都城市小松原町1141番地 9	平成26年10月 1 日
訪問看護ステーション元気	都城市上東町 3 街区11号	平成26年10月 1 日
中之又へき地出張診療所	児湯郡木城町大字中之又 351番地11	平成26年 7 月 1 日

宮崎県告示第 617号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年11月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
有川呼吸器内科医院	都城市上川東 1 丁目27号 6 番 1
ひまわり薬局高鍋上江店	児湯郡高鍋町大字上江字西畑田8280- 3
ひまわり薬局曾根町店	日向市曾根町 3 丁目25番地

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人社団健仁会有川医院	有川呼吸器内科医院	平成26年10月 1 日

ひむか薬局高鍋上江店	ひまわり薬局高鍋上江店	平成26年 9 月 1 日
ひむか薬局日向店	ひまわり薬局曾根町店	平成26年 9 月 1 日

宮崎県告示第 618号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年11月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
木脇調剤薬局	東諸県郡国富町大字宮王丸 154番地 6	平成26年10月18日
姉川皮膚泌尿器科医院	都城市小松原町1141- 9	平成26年 9 月30日

宮崎県告示第 619号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成26年11月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
橋口 加菜 (勤務先：もみもみ鍼小屋 佐多大泊、もみもみ鍼小屋 佐多郡)	北諸県郡三股町大字蓼池2338- 9	平成26年 7 月 1 日

宮崎県告示第 620号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年11月 6 日から平成26年11月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

215	県道	板上曾木線	延岡市北方町曾木字中曾子2607番1地先から同市同町曾木同字子2587番1地先まで	旧	5.4 ~ 9.5	111.6
			1地先から同市同町曾木同字子2587番1地先まで	新	5.4 ~ 9.5	111.6

宮崎県告示第 621号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年11月 6 日から平成26年11月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
235	県道	檜原細見線	延岡市小川町5234番4から同市同町5240番4まで	旧	11.2~20.2	43.5
			延岡市小川町5234番4から同市同町5240番4まで	新	11.2~23.9	43.5

宮崎県告示第 622号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年11月 6 日から平成26年11月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町曾木字中曾子2607番1地先から同市同町曾木同字子2587番1地先まで	平成26年11月 6 日

宮崎県告示第 623号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年11月 6 日から平成26年11月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
235	県道	檜原細見線	延岡市小川町5234番4から同市同町5240番4まで	平成26年11月 6 日

宮崎県告示第 624号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年11月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都城市	猪之野谷	04- 202- 2 - 026	土 石 流
	尾平野- 1	Ⅱ- 1 - 4982	急傾斜地の崩壊
	下尾平野- 1	Ⅱ- 1 - 4983	急傾斜地の崩壊
	下尾平野- 1- 新①	Ⅱ- 1 - 4983- 新①	急傾斜地の崩壊
	下尾平野- 1- 新②	Ⅱ- 1 - 4983- 新②	急傾斜地の崩壊
	下尾平野- 2	Ⅱ- 1 - 4984	急傾斜地の崩壊
	尾平野- 2	Ⅱ- 1 - 4997	急傾斜地の崩壊
	中尾平野- 1	Ⅱ- 1 - 4998	急傾斜地の崩壊
	中尾平野- 2	Ⅱ- 1 - 4999	急傾斜地の崩壊
	中尾平野- 3	Ⅱ- 1 - 5000	急傾斜地の崩壊
中尾平野- 4	Ⅱ- 1 - 5001	急傾斜地の崩壊	

中尾平野－ 5	Ⅱ－1－5002	急傾斜地の崩壊	迫間－4－ 新①	Ⅱ－1－5247－新①	急傾斜地の崩壊
尾平野－3	Ⅱ－2－0346	急傾斜地の崩壊	迫間－6	Ⅱ－1－5248	急傾斜地の崩壊
尾平野－3 －新①	Ⅱ－2－0346－新①	急傾斜地の崩壊	栗巢－2	Ⅱ－1－5249	急傾斜地の崩壊
村 前	Ⅰ－1－2077	急傾斜地の崩壊	野 平	Ⅱ－1－5256	急傾斜地の崩壊
村前－新①	Ⅰ－1－2077－新①	急傾斜地の崩壊	迫間－7	Ⅱ－1－5290	急傾斜地の崩壊
村前－新②	Ⅰ－1－2077－新②	急傾斜地の崩壊	栗巢－5	Ⅱ－1－5291	急傾斜地の崩壊
宮 ッ 中	Ⅰ－1－0729	急傾斜地の崩壊	割付－3	Ⅱ－1－5292	急傾斜地の崩壊
蔵 元 1	Ⅰ－1－0730	急傾斜地の崩壊	山 神 原	Ⅱ－1－5293	急傾斜地の崩壊
蔵 元 2	Ⅰ－1－0731	急傾斜地の崩壊	迫間－5	Ⅱ－2－0364	急傾斜地の崩壊
蔵元－1	Ⅱ－1－5287	急傾斜地の崩壊	栗巢－1	Ⅱ－2－0365	急傾斜地の崩壊
蔵元－2	Ⅱ－1－5296	急傾斜地の崩壊	栗巢－1－ 新①	Ⅱ－2－0365－新①	急傾斜地の崩壊
迫 間 1	Ⅰ－1－0717	急傾斜地の崩壊			
迫間1－新 ①	Ⅰ－1－0717－新①	急傾斜地の崩壊			
迫間1－新 ②	Ⅰ－1－0717－新②	急傾斜地の崩壊			
迫 間	Ⅰ－1－0718	急傾斜地の崩壊			
迫間－新①	Ⅰ－1－0718－新①	急傾斜地の崩壊			
野 平 下	Ⅰ－1－0719	急傾斜地の崩壊			
栗 巢	Ⅰ－1－0720	急傾斜地の崩壊			
栗巢－新①	Ⅰ－1－0720－新①	急傾斜地の崩壊			
迫間－1	Ⅰ－1－3279	急傾斜地の崩壊			
割付－1	Ⅰ－1－3280	急傾斜地の崩壊			
割付－2	Ⅰ－2－0228	急傾斜地の崩壊			
迫間－2	Ⅱ－1－5245	急傾斜地の崩壊			
迫間－4	Ⅱ－1－5247	急傾斜地の崩壊			

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び都城土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 625号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年11月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 （ 溪 流 ） 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都城市	猪之野谷	04-202-2-026	土石流
	尾平野－1	Ⅱ－1－4982	急傾斜地の崩壊
	下尾平野－1	Ⅱ－1－4983	急傾斜地の崩壊
	下尾平野－1－新①	Ⅱ－1－4983－新①	急傾斜地の崩壊
	下尾平野－1－新②	Ⅱ－1－4983－新②	急傾斜地の崩壊
	下尾平野－2	Ⅱ－1－4984	急傾斜地の崩壊

御所谷-1	II-1-4995	急傾斜地の崩壊	迫 間	I-1-0718	急傾斜地の崩壊
御所谷-2	II-1-4996	急傾斜地の崩壊	迫間-新①	I-1-0718-新①	急傾斜地の崩壊
尾平野-2	II-1-4997	急傾斜地の崩壊	野 平 下	I-1-0719	急傾斜地の崩壊
中尾平野-1	II-1-4998	急傾斜地の崩壊	栗 巢	I-1-0720	急傾斜地の崩壊
中尾平野-2	II-1-4999	急傾斜地の崩壊	迫間-1	I-1-3279	急傾斜地の崩壊
中尾平野-3	II-1-5000	急傾斜地の崩壊	割付-1	I-1-3280	急傾斜地の崩壊
中尾平野-4	II-1-5001	急傾斜地の崩壊	割付-2	I-2-0228	急傾斜地の崩壊
中尾平野-5	II-1-5002	急傾斜地の崩壊	迫間-2	II-1-5245	急傾斜地の崩壊
下尾平野-3	II-1-5003	急傾斜地の崩壊	迫間-4	II-1-5247	急傾斜地の崩壊
下尾平野-4	II-1-5004	急傾斜地の崩壊	迫間-4-新①	II-1-5247-新①	急傾斜地の崩壊
尾平野-3	II-2-0346	急傾斜地の崩壊	迫間-6	II-1-5248	急傾斜地の崩壊
尾平野-3-新①	II-2-0346-新①	急傾斜地の崩壊	栗巢-2	II-1-5249	急傾斜地の崩壊
村 前	I-1-2077	急傾斜地の崩壊	野 平	II-1-5256	急傾斜地の崩壊
村前-新①	I-1-2077-新①	急傾斜地の崩壊	迫間-7	II-1-5290	急傾斜地の崩壊
村前-新②	I-1-2077-新②	急傾斜地の崩壊	栗巢-5	II-1-5291	急傾斜地の崩壊
蔵元 1	I-1-0730	急傾斜地の崩壊	割付-3	II-1-5292	急傾斜地の崩壊
蔵元 2	I-1-0731	急傾斜地の崩壊	山 神 原	II-1-5293	急傾斜地の崩壊
蔵元-1	II-1-5287	急傾斜地の崩壊	迫間-5	II-2-0364	急傾斜地の崩壊
蔵元-2	II-1-5296	急傾斜地の崩壊	栗巢-1	II-2-0365	急傾斜地の崩壊
迫間 1	I-1-0717	急傾斜地の崩壊	栗巢-1-新①	II-2-0365-新①	急傾斜地の崩壊
迫間1-新①	I-1-0717-新①	急傾斜地の崩壊			
迫間1-新②	I-1-0717-新②	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備えておいて縦覧に供する。)

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成26年11月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 森林計画区の名称
広渡川森林計画区
- 2 縦覧場所
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県南那珂農林振興局
- 3 縦覧期間
平成26年11月6日から平成26年12月4日まで

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 5 項の規定により、地域森林計画を変更したいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成26年11月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 森林計画区の名称
五ヶ瀬川森林計画区
- 2 縦覧場所
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県西臼杵支庁及び宮崎県東臼杵農林振興局
- 3 縦覧期間
平成26年11月6日から平成26年12月4日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成26年11月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画道路 3・3・51号 中町通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
都城市五十町の一部
 - (2) 削除する部分
なし
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課
 - (2) 期間
平成26年11月6日から平成26年11月20日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成26年11月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
都城広域都市計画道路 3・5・61号 鷹尾上長飯通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
都城市五十町の一部
 - (2) 削除する部分
都城市五十町の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都城市土木部都市計画課
 - (2) 期間
平成26年11月6日から平成26年11月20日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成26年11月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量 旋盤 15式
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 平成27年3月25日
 - (4) 納入場所 宮崎県立延岡工業高等学校 宮崎県立佐土原高等学校
 - (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 8 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 平成26年宮崎県告示第 487号に規定する資格を有する者であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を平成26年12月9日までに下記3(1)の場所に提出し事前に審査を受けること。
- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法
上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望する者は、下記の申請を行うこと。
 - (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎県宮崎市橋通東 2丁目10番 1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7208
 - (2) 申請書類の受付期間 平成26年11月6日から平成26年11月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付ける

が、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成26年11月6日から平成26年12月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成26年11月6日から平成26年12月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 提出期限 平成26年12月16日午後2時（郵便にあっては、平成26年12月15日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階総務事務センター入札室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- (2) 日時 平成26年12月16日午後 2 時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased lathes 15sets
- (2) Timelimit for tender: 2:00 p.m.16 December, 2014
- (3) Contact point for the notice:Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government,2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan.
TEL:0985-26-7208

宮崎県公安委員会公告第22号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第42条第 2 項に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成26年11月6日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇夫

1 講習の実施日及び定員

講習種別	講習の実施日	定員
機械警備業務管理者講習	平成27年1月19日（月）から1月22日（木）まで	15人

2 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）
電話0985-58-1570

3 講習の実施要領

- (1) 講習は、一般社団法人宮崎県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習の最後に、修了考査（5 枝択一式40問、100分）を実施し、80パーセント以上の成績者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。修了考査不合格者に対する再考査は行わない。

4 受講申込書の提出方法等

- (1) 提出先
住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署
- (2) 提出期間及び時間

講習種別	提出日時
機械警備業務管理者講習	平成26年12月8日（月）から12月19日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。
郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類

受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）1 通

5 手数料

4 の受講申込の際、38,000円に相当する額の宮崎県証紙を納入すること。
手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

公安委員会公告